

区営住宅入居者募集のご案内

区営住宅とは、住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な使用料でお貸しする住宅です。民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、必ず、この募集案内をよく読んだうえでお申込みください。住宅・土地等を所有している場合は申込みできません。

【募集住宅】（※住宅の詳細は、18ページを参照してください。）

【全23戸】

タイプ	申込区分 番号	募集住宅	入居可能人数	募集戸数
AS	01	中町一丁目アパート	1人（1K）	1戸
A	02	青葉台一丁目アパート	1～2人 （1DK～3DK）	1戸
	03	上目黒一丁目アパート		1戸
	04	清水町アパート		2戸
	05	目黒本町四丁目アパート		2戸
	06	南一丁目アパート		6戸
B	07	上目黒四丁目アパート	2人以上 （2DK～3DK）	1戸
	08	清水町アパート		1戸
C	09	上目黒一丁目アパート	3人以上（3DK）	1戸
	10	清水町アパート		1戸
	11	下目黒五丁目アパート		1戸
	12	東が丘一丁目第2アパート		1戸
	13	目黒本町四丁目アパート		1戸
	14	八雲五丁目アパート		1戸
JA	15	青葉台一丁目アパート	1～2人（1DK） （居室内で病死等があった住戸）	1戸
JB	16	上目黒四丁目アパート	2人以上（3DK） （居室内で病死等があった住戸）	1戸

【申込書配布期間】 令和8年10月1日（木）～ 10月14日（水）

【申込書受付期間】 令和8年10月1日（木）～ 10月19日（月）

※申込書は目黒区「公営住宅の窓口」に郵送で届いたものだけに限り受け付けます。

窓口での受付は行いません。10月19日（月）当日の消印有効。

【オンライン申込】 オンライン申込は下記QRコードから

※目黒区公営住宅の窓口 <https://www.megurokouei-tokyu.com>



【抽 せん 日】 令和8年12月2日（水）

※抽せん番号のお知らせは令和8年11月19日（木）に発送・配信予定です。

【募集住宅】…………… 1ページ

1 申込みについて…………… 3ページ

- 1 申込方法…………… 3
- 2 注意事項…………… 4
- 3 こんなときは…………… 4

2 申込みから入居までの流れ 5ページ

- 1 申込みから抽せんまで…………… 5
- 2 資格審査から入居まで…………… 5

3 入居資格…………… 6ページ

- 1 目黒区内に継続して1年以上
居住していること…………… 6
- 2 世帯の所得金額が
所得基準内であること…………… 6
- 3 住宅に困っていること…………… 6
- 4 申込者(同居予定者含む)が
暴力団員でないこと…………… 6
- 5-1 家族で申込むときの資格…………… 7
- 5-2 単身者が申込むときの資格…………… 7

4 所得金額の計算方法…………… 8ページ

- 1 まず所得の種類を
確かめましょう…………… 8
- 2 家族数は何人ですか?…………… 8
- 3 家族全員の所得の合計は
いくらですか?…………… 9
- 4 所得基準表…………… 9
- 5-1 給与所得の方…………… 10
- 5-2 年金を受けている方…………… 12
- 5-3 事業等所得の方…………… 13
- 6 特別控除について…………… 14

5 抽せん方法と

優遇抽せんについて…………… 15ページ

- 1 抽せん方法について…………… 15
- 2 補欠者について…………… 15
- 3 優遇抽せんについて…………… 15
- 4 優遇抽せん資格一覧表…………… 16

6 募集住宅について…………… 17ページ

- 1 タイプの基準…………… 17
- 2 居室内で病死等があった住戸に
おけるタイプの基準…………… 17
- 3 募集住宅一覧…………… 18
- 4 使用料について…………… 19
- 5 区営住宅の標準的な間取り…………… 19

7 申込書の書き方…………… 20ページ

8 入居後のご注意…………… 22ページ

9 前回の応募倍率…………… 24ページ

1 申込みについて

1 申込方法

※ 郵送とオンライン両方の申込みをした場合は、すべてが無効となります。どちらかを選んでください。

【郵送申込の方】

- (1) 郵送申込みの方は、申込書に必要事項を記入してください（申込書の書き方20～21ページをご覧ください。）。
- (2) 申込書の郵便はがきに85円切手を2か所に貼ってください。（切り離さない。）
切手が貼っていないもの、金額が不足しているものには、抽せん番号・抽せん結果の通知はできません。
- (3) 申込用封筒に申込書だけを入れ、110円切手を貼り、必ず郵送してください。
切手が貼っていないもの、金額が不足しているものは、受け付けません。
- (4) 申込書の受付期間は10月1日(木)～10月19日(月)まで。目黒区「公営住宅の窓口」に郵送で届いた申込書に限り受け付けます。10月19日(月)の消印有効。
窓口での受付は行いません。
- (5) 提出書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
※申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には使用しません。

【オンライン申込の方】

- (1) オンライン申込みの方は、「目黒区公営住宅の窓口」ホームページ最新情報
またはQRコードにアクセスし、申請フォームから申込みしてください。
<https://www.megurokouei-tokyucom.com> 
- (2) 利用者登録をする方はアカウントを作成してログイン、登録しない方はメールアドレスで申請してください（メールアドレスが間違っていた場合、抽せん番号、抽せん結果の通知はできません。）。
- (3) 画面の案内に沿って入力してください。必要事項はすべて入力してください。入力内容に誤りがあると受付できない場合があります。
 - * 氏名、生年月日、メールアドレスを確認
 - * 住所、電話番号、申込者の年齢を確認
 - * 入居申込み人数、区内居住年数を確認
 - * 申込区分番号を確認
 - * 入居申込世帯員(親族)の氏名、続柄、年齢等を確認
 - * 全員の所得金額、控除金額等を確認（8～14ページ参照）
- (4) 内容を確認のうえ送信してください。申込は1回のみ、重複すると無効になります。
申込み後の申込区分番号、申込者、申込世帯員等の変更はできません。
送信後にメールが届きます。届いたメールはご自身で大切に保管してください。
- (5) 申込みは24時間受付しています。受付期間は10月1日(木)0時から10月19日(月)23時59分59秒までとなります。

2 注意事項

- (1) 申込書に虚偽の記載、不備などがあるときは無効になります。
- (2) 申込みは1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたときや同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（入居申込世帯員欄に記入しているものを含む。）は、全ての申込みが無効になります。
- (3) 1ページの申込区分番号を確認し、1つだけ選んで申し込んでください。複数を選んだときは、申込みが無効になります。なお、申込区分番号により入居可能人数が異なりますのでご注意ください。
- (4) 特定の住戸や階数を指定して申し込むことはできません。
- (5) 他の公営住宅に入居中、または入居が決まっている方は、原則として申し込みできません。
※6ページの **3** 3(2) をご覧ください。
- (6) 申込み後、目黒区外に転出した場合は無効になります。
- (7) 申込み後の申込区分番号、申込者、入居申込世帯員の変更はできません（出生、死亡等を除く。）。
- (8) 住民税の滞納者、住宅の家賃を滞納している方は、不合格になります。
- (9) 居室内で病死等があった住戸の事故内容については、一切お答えできません（具体的な状況、死因等。）。入居後、居室内で病死等があった住戸であることを理由に他の住戸への変更はできません。また、使用料は一般募集住戸と変わらず、居室内で病死等があった住戸であることを理由に使用料が減額されることもありません。

3 こんなときは

◎「申込み後、目黒区内で住所が変わった！」

最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果の通知はがきを受け取れるようにしてください。

◎「抽せん番号の通知が届かない！」

切手の貼り忘れや料金不足、宛先不明などの場合、通知はがきは送付しません。
メールアドレスが間違っていた場合、通知メールは送信できません。
ただし、申込書に不備がなければ、抽せんの対象とします。

◎「抽せん結果の通知が届かない！」

令和8年12月15日（火）を過ぎても届かない場合は、下記へお問い合わせください。
目黒区「公営住宅の窓口」 電話 03-3715-1871

◎「資格審査対象者・補欠者となった後に目黒区内で住所が変わった！」

下記にはがきで連絡し、資格審査通知書等を受け取れるようにしてください。
なお、はがきのご自身でご用意ください。

「あて先」 〒153-0051
 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 別館6階
 目黒区「公営住宅の窓口」

「はがき」には、①申込みした申込区分番号 ②抽せん番号 ③旧住所
 ④新住所 ⑤新電話番号 ⑥申込者名 を記入してください。

2 申込みから入居までの流れ

1 申込みから抽せんまで

パンフレット配布

10月1日(木)～10月14日(水)
※HPは10月19日(月)まで掲載

申込受付

【郵送申込の方】
10月1日(木)～10月19日(月)
(消印有効)
【オンライン申込の方】
10月1日(木)～10月19日(月)
(23時59分59秒まで)

抽せん番号のお知らせ

【郵送申込の方】
11月19日(木)はがき発送予定
【オンライン申込の方】
11月19日(木)メール送信予定

公開抽せん日

12月2日(水)午後2時から
目黒区総合庁舎1階 E会議室
※抽選会への参加は当落に影響しません。

抽せん結果のお知らせ

【郵送申込の方】
12月7日(月)はがき発送予定
【オンライン申込の方】
12月7日(月)メール送信予定

資格審査対象者 補欠者 落せん者

2 資格審査から入居まで

資格審査書類提出案内

12月中旬から
翌年5月頃、案内送付

資格審査

合格通知

不合格通知

入居住戸決定

入居説明

翌年2月頃から6月頃

入居手続き

* 保証金の納付(使用料の2か月分)
* 必要書類の提出

使用許可

* 使用許可日から15日以内に
引越し、入居

※ 抽せん結果については、個別に郵送・送信します。また、抽せん日翌日から抽せん結果の発送日まで目黒区総合庁舎1階西口ロビーに掲示します。ホームページには準備が整い次第掲載します。電話での抽せん結果のお問い合わせには、お答えできません。

※ 資格審査に合格しないと入居できません。

※ あっせんされた住戸を辞退した場合は、資格審査対象者としての資格を失います。

※ 補欠者は資格審査対象者が不合格等となった場合に繰り上げて審査を行います。不合格等がなかった際には、あっせんはありません。

3 入居資格 次の1～5の条件にあてはまる必要があります。

1 目黒区内に継続して1年以上居住していること

申込者本人が令和7年10月20日以前から申込みの日まで引き続き目黒区内に居住する成年者（18歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票の写しで証明できること。

※成年者（18歳以上）・・・平成20年10月20日以前生まれの方

※外国人については、特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者（在留実績3年以上）で申込期間から資格審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写し等で証明できること。

2 世帯の所得金額が所得基準内であること

申込世帯の所得金額の合計が、9ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

10～14ページを参考にして、あなたの世帯の所得金額を確かめてください。

3 住宅に困っていること

申込者及び同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと、公的な住宅の名義人がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

(1) 自家所有者（同居親族に自家所有者がいる場合も含む。）

ア 所有している住宅が著しく老朽化しており、区営住宅入居後1か月以内に解体でき、かつ、解体後1か月以内にそのことを証明する登記簿謄本等を提出すること。なお、入居手続き時に解体契約書等の提出が必要です。

イ 正当な理由による立ち退き要求（公共事業によるもの等）を受け、その住宅を処分又は撤去する必要があり、そのことを証明できる書類を提出できること。入居手続きの時点までに所有権移転後の登記簿謄本の提出が必要です。

(2) 公的な住宅の入居者

ア UR賃貸住宅（旧公団）、公社住宅、都民住宅、区民住宅にお住まいの世帯で、家賃（共益費を除く。）の負担が、申込世帯全員の年間総収入額を月額に換算した額の20%以上であること。

イ 公営住宅等にお住まいの世帯で、現在の住宅の住戸専用面積が「住宅が狭い」場合の入居資格基準表にあてはまること。

「住宅が狭い」場合の入居資格基準表

一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

※ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。

※ 住戸専用面積にはベランダは含みません。

4 申込者（同居予定者含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

5-1 家族で申込むときの資格

- (1) 申込みの日と一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。
※親族には、住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方、パートナーシップ関係の相手方を含みます。
※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません（出生、死亡等の場合を除く。）。
- (2) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまり、やむを得ない事情にあると判断される場合に限りです。
ア 婚約者（資格審査時までに入籍できること。）
イ パートナーシップ関係の相手方（下記(5)の要件あり。）
ウ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
エ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または、2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。ただし、入居しようとする世帯が16ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲とします。
- (3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
ア 夫婦が別居する申込み。（現在、協議中、調停中、裁判中であり、資格審査時に離婚の成立が証明できる場合を除く。）
イ 結婚、転勤、就職等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
- (4) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (5) パートナーシップ関係の相手方の場合、戸籍上の配偶者がいないこと。また、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明書等を提出できること。

5-2 単身者が申し込むときの資格

単身者（原則として申込時に同居している親族がいない方）で、申込みの日に下記（1）～（6）のいずれかに該当すること。

- (1) 60歳以上（昭和41年10月20日以前の生まれ）の方
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である方
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の方
イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の方
ウ 知的障害でイの精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）の方
※手帳の交付を受けていない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
- (3) 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
- (4) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できる方（区内居住が引き続き1年以下でも可）
- (5) ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方
- (6) 配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のアまたはイにあてはまる方
ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設において保護が終了した日から起算して5年以内の方
イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

※上記（1）～（6）のいずれかに該当する方で、現に単身者でない方は、次の①～③のいずれかに該当する場合に限り、申込むことができます。

- ① 離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方（資格審査時に離婚の成立を証明できることが必要です。）。ただし、配偶者以外の親族と同居している方は申込みできません。
- ② 同居親族の結婚、転勤、就職等により申込者が単身居住となること（資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。）。夫婦が別居することを理由に申込みはできません。
- ③ 居住している住宅が狭く、住戸専用面積が6ページの「住宅が狭い」場合の入居資格基準表にあてはまること。

4 所得金額の計算方法

1 まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

給与所得とは

給与、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

10～11ページ 5-1をご覧ください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

12ページ 5-2をご覧ください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

例えば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

13ページ 5-3をご覧ください。

★所得としないもの

- (1) 次の収入は0円とし、所得となりません。仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- (2) 過去に収入があっても、申込日現在、失業中の方は所得0円とします（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）。
- (3) 現在は収入があっても、申込日以降、結婚のため、または、現在妊娠中で出産のため、令和8年10月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）。

2 家族数は何人ですか？

★所得基準表の家族数には遠隔地扶養者を含めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{申込者} \\ \hline \text{本人} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{同居} \\ \hline \text{親族数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{遠隔地扶養者数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{家族数} \\ \hline \end{array}$$

[1 人] [人] [人] [人]

この人数で所得基準表をみます。

区営住宅に入居する人数です。

妊娠中の方がいる場合、申込みの日までに生まれていない子は同居親族数に含めることはできません。

★遠隔地扶養者数とは

区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。例えば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です（課税証明書等で確認）。

3 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の家族全員（申込みをする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

収入のある方の名前	(所得金額) - ★14ページの 特別控除金額(2)	★特別控除金額 所得金額から差し引いてください。 詳しくは14ページをご覧ください。
	() - ()	
	() - ()	
	() - ()	
合 計		★14ページの 特別控除金額(1)

あなたの家族の
所得金額

- [] = []

4 所得基準表

あなたの世帯の家族数、家族全員の所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	区営住宅に入居する方全員の所得金額の合計	
	一般区分	特別区分
1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

※家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の「特別区分」とは…

(1) 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2) 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上（昭和41年10月20日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族全員が、18歳未満または60歳以上であること。

(3) 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成20年4月2日以降の生まれ）がいること。

(4) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

(5) 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できること。

(6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

5-1 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

(1) 現在の勤め先に就職した日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの
月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	収入計	
か月	円	円

◆次の①②③からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

①就職した日が令和7年1月2日～令和7年9月30日までの方
〔令和7年10月から令和8年9月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

②就職した日が、令和7年10月1日以降の方
〔就職した翌月から令和8年9月までの収入額を
収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。〕

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

③就職した日が最近で、まだ1か月分の給与が支給され
ていない方
〔基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給
される固定的給与を12倍してください。〕

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の 所得金額
円

下段で計算した
所得金額を記入
してください。

年間総収入額

- ※ 就職日が月の途中の場合は、その月は除いて計算をしてください。
- ※ 交通費等の課税対象外の収入は除いてください。
- ※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。
- ※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

★ 年間総収入額を区営住宅の所得金額に換算します。

次の区分に従って、年間総収入額を区営住宅の所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,900,000円未満

(2) 1,900,000円～6,600,000円未満⇒4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{\text{年間総収入額}} \div 4,000\text{円} = \boxed{596.7495} \quad \text{小数点以下切捨て} \Rightarrow \boxed{596} \times 4,000\text{円} = \boxed{\text{端数整理後の額}} \quad 2,384,000\text{円}$$

(3) 6,600,000円以上

(2) 現在の勤め先に就職した日が、令和7年1月1日以前の方

《源泉徴収票のある方》

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所 東京都目黒区 上目黒2-19-15-101		(受給者番号)	
		(個人番号)	
		(役職名)	
		(フリガナ) メグロ タロウ	
		氏名 目黒 太郎	
種別	支払金額	給与控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	2 386 998	1 488 800	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
老人 有 従有	特定 老人 人 従人	その他 人 従人	特別 人 従人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
(摘要)			

(給与所得控除後の金額)

所得金額

㊦ - 100,000円
= 区営住宅の所得金額

(支払金額)

収入額

収入が複数ある場合は
①の合計を下表で換算

※仕事先が1か所の場合

㊦給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額です。この額から100,000円を差し引いた額を申込書の「区営住宅の所得金額欄」に記入してください。

※仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の①支払金額を合計してから、下表「年間総収入額を区営住宅所得金額に換算する計算式」にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

《源泉徴収票のない方》

令和7年1月から令和7年12月までの収入額（支給金額）を10ページの(1)で計算してから（交通費、定期代などの課税対象外の収入は除く。）、下表で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち下表の「区営住宅の所得金額」に換算してください。

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

《年間総収入額を区営住宅の所得金額に換算する計算式》

年間総収入額	A 税法上の所得金額	B 区営住宅の所得金額 (A-100,000円)
651,000円未満	0円	0円
651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入額 ()円 - 650,000円 = ()円	A-100,000円 ()円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	*端数整理後の額 ()円 × 0.7 - 80,000円 = ()円	A-100,000円 ()円
3,604,000円以上 6,600,000円未満	*端数整理後の額 ()円 × 0.8 - 440,000円 = ()円	A-100,000円 ()円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入額 ()円 × 0.9 - 1,100,000円 = ()円	A-100,000円 ()円

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の
所得金額

円

※「区営住宅の所得金額」
を申込書の所得金額欄に
記入します。

※年間収入額が8,500,000円以上の場合はお問い合わせください。

5-2 年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※遺族年金、障害年金以外のすべての公的年金、年金基金の収入を合計し、下表の「★年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式」で計算した結果が「区営住宅の所得金額」となります。

(1) 令和6年12月以前から年金を受けていて、すべての受給額に変更がない方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額

下表「★年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式」で計算した所得金額を記入してください。2種類以上ある場合は合計してから下表で計算し、記入してください。

(2) 令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などの金額を年額とし、下表で区営住宅の所得金額に換算してください。

★年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金合計金額の範囲	A 税法上の所得金額	B 区営住宅の所得金額 (A-100,000円)
65歳以上 (昭和36年10月 20日以前生まれ)	1,100,000円以下	0円	0円
	1,100,001円以上3,300,000円未満	年金額の合計 ()円-1,100,000円=()円	A所得金額 A-100,000円 ()円
	3,300,000円以上4,100,000円未満	年金額の合計 ()円×0.75-275,000円=()円	A所得金額 A-100,000円 ()円
65歳未満 (昭和36年10月 21日以降生まれ)	600,000円以下	0円	0円
	600,001円以上1,300,000円未満	年金額の合計 ()円-600,000円=()円	A所得金額 A-100,000円 ()円
	1,300,000円以上4,100,000円未満	年金額の合計 ()円×0.75-275,000円=()円	A所得金額 A-100,000円 ()円

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※年金収入が4,100,000円以上の場合、お問い合わせください。

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の所得金額欄に記入してください。また、個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額

※「区営住宅の所得金額」を申込書のこの欄に記入します。

5-3 事業等所得の方（自営業・外交員等）

(1) 現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

①《確定申告をしている方》

令和7年分の所得税の確定申告書B

《第一表》

所得金額等	①	1	5	2	2	0	0
事業等	②						
不動産	③						
配当	④						
利子	⑤						
給与	⑥						
公的年金等	⑦						
業務	⑧						
その他	⑨						
⑦から⑨までの計	⑩						
総合譲渡・一時	⑪						
⑩+⑪	⑫	1	5	2	2	0	0
社会保険料控除	⑬						
小規模企業共済等掛金控除	⑭						

《第二表》

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
目黒次郎		子	18.11.10	12月	1,050.00

※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合、この「専従者給与(控除)額」は、それぞれの専従者給与額を10～11ページの下段の計算式で所得に換算し、申込書の所得金額欄に記入してください。

※所得金額等の「合計⑫」から「総合譲渡・一時⑪」を差し引いた金額が区営住宅の所得金額となります。

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額
円

②《確定申告をしていない方》・・・令和7年1月から令和7年12月までの所得金額の合計になります。 ※下記(2)を参考に所得金額を計算してください(資格審査時には確定申告が必要となります。)

(2) 現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときから月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

(収入金額－必要経費＝所得金額)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

★次の①②からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

①現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日～令和7年9月30日までの方(令和7年10月から令和8年9月までの合計となります。)

推定所得金額

②現在の仕事を始めた日が令和7年10月1日以降の方

〔現在の仕事を始めた翌月から令和8年9月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。〕

所得金額合計

営業した月数

×12＝

推定所得金額

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額
円

※病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

6 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、(1)は申込世帯の合計所得金額から、(2)はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

(1) 申込世帯（遠隔地扶養含む）の合計所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㊦老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	㊦の特別障害者控除を受ける方は、㊦の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊧特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
㊨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
㊩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

(1) の特別控除金額の合計 万円 9ページの 3 ★特別控除金額 (1) へ

※ 表中の16歳以上23歳未満の方とは平成15年10月7日～平成22年10月20日生まれの方

※ 表中の65歳以上の方とは昭和36年10月20日以前生まれの方

※ 表中の70歳以上の方とは昭和31年10月20日以前生まれの方

(2) 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くことができるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㊪寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない ^{※1} 方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない ^{※1} 方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子 ^{※2} 」のいない方も当てはまります）	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額と同額のみ差し引きます。
㊫ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない ^{※1} 方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子 ^{※2} を有する方	

※1 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※2 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、及び年間所得額が58万円以下であることが必要です。

(2) の特別控除金額の合計 万円 9ページの 3 ★特別控除金額 (2) へ

㊫「㊫ひとり親控除」に該当する方は、「㊪寡婦控除」の適用はありません。

5 抽せん方法と優遇抽せんについて

1 抽せん方法について

- (1) 1ページ【募集住宅】の申込区分番号ごとに募集戸数分の抽せんを行います。
この抽せんでは当せんした方が資格審査対象者となります。
※16ページの優遇抽せん資格で申込みをした場合は、2つ以上当せんする可能性がありますますが、先に出た番号のみを当せん番号とします。
- (2) 補欠者をとる場合、(1)の抽せんでは当せんしなかった番号の中から抽せんを行います。
- (3) 合格しても特定の住戸や階数などを指定することはできません。

2 補欠者について

補欠者については、資格審査対象者が不合格等になった場合のみ、補欠順位上位の方から資格審査を行い、合格者へ住戸をあつせんします。不合格等がなかった際には、あつせんはありません。

3 優遇抽せんについて（優遇倍率：甲優遇5倍 乙優遇7倍）

優遇抽せんとは、タイプB・Cに申込みの方で16ページの「優遇抽せん資格一覧表」の資格要件に当てはまる方に対し、優遇倍率に応じて抽せん番号を連続して付番することにより、当せん率が高くなる方法です（一般は1つ、甲優遇は5つ、乙優遇は7つの連続した抽せん番号を付番します。）。

※タイプAS及びA・JA・JBには優遇抽せんはありません。

(1) 優遇抽せんの申込み方法

優遇抽せんに該当する方は、申込書の「優遇区分」の中から、該当する区分を1つだけ選び、その番号を○で囲んでください。2つ以上の優遇区分に該当する場合は、いずれか1つだけ○をしてください。甲、乙どちらにも該当する場合は、乙優遇のうち1つに○をしてください。

※ 2つ以上○をつけた方は、申込みが無効となります。

※ 優遇区分により当せんされた方で、資格審査の時に優遇区分の資格がないことが判明した場合は、「一般」としての申込資格がある場合でも不合格になります。

(2) 優遇抽せん資格一覧表

●甲優遇の資格（当せん率が5倍になります。）※抽せん番号を5つ付けて抽せんします。

優遇区分 (番号)	優遇扱いを受けられる資格
準多子世帯 (31)	申込者に18歳未満（平成20年10月7日以降の生まれ）の児童が2人いて、その児童の全員が区営住宅に入居できる世帯。
心身障害者世帯 及び 原爆被爆者 (32)	申込者本人または同居親族のうち次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている軽度（5級・6級）の身体障害者。 イ 軽度の知的障害者（愛の手帳の場合は4度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ウ 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者。
公害病認定患者世帯 (33)	申込者本人または同居親族のうち、公害医療手帳または大気汚染にかかる健康障害者に対する医療費の助成に関する条例により医療券の交付を受けている方がいる世帯。
難病患者等世帯 (34)	申込者本人または同居親族のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1、第3、第5に掲げる疾病、または、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方がいる世帯、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2（結核患者の医療）に基づき医療を受けており、入居予定日までに退院が可能である世帯。
DV被害者世帯 (35)	申込者本人または同居親族が配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまる方。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から5年以内の方。 イ 配偶者等に対し、裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方。 * DV被害者世帯のうち、同居親族が20歳未満の子のみの場合は、ひとり親世帯とみなし乙優遇（7倍）「ひとり親世帯」に該当します。 * 「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。
犯罪被害者世帯 (36)	申込者本人または同居親族が犯罪被害者等基本法第2条第2項の規定による犯罪被害者等であって、同法第2条第1項の規定に基づく殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方で被害を被ったことが警察の証明等で確認できる方（犯罪被害を被ってから5年以内の方。）。

●乙優遇の資格（当せん率が7倍になります。）※抽せん番号を7つ付けて抽せんします。

優遇区分 (番号)	優遇扱いを受けられる資格
ひとり親世帯 (37)	申込者本人が配偶者（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方、婚約者及びパートナーシップ関係の相手方を含む）のない方であり、同居親族が20歳未満（平成18年10月7日以降の生まれ）の子のみの世帯。
高齢者世帯 (38)	申込者本人が60歳以上（昭和41年10月20日以前生まれ）であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 配偶者（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方、婚約者及びパートナーシップ関係の相手方を含む。）。 イ 60歳以上の方。 ウ 18歳未満（平成20年10月7日以降の生まれ）の方。
心身障害者世帯 (39)	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者。 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）。 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者。
多子世帯 (40)	申込者に18歳未満（平成20年10月7日以降の生まれ）の児童が3人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できる世帯。
生活保護等 受給世帯 (41)	申込者本人または同居親族が、生活保護または、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している世帯（申込者と居住を一にしていないが、同一世帯と認定された方及び修学のために世帯分離を認められた方を含む。）。
小さな子どもの いる世帯 (42)	申込者と同居親族に小学校就学前の児童（令和2年4月2日以降の生まれ）が2人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できる世帯。

1 タイプの基準

タイプ	入居可能人数	専 用 面 積	備考
AS	1人	30㎡未満	単身世帯用
A	1人～2人	40㎡未満	
B	2人以上	40㎡～55㎡未満	
C	3人以上	55㎡以上	
D	1人～2人	55㎡未満	車いす使用者世帯向け（※今回は募集住戸なし）
E	2人以上	55㎡以上	車いす使用者世帯向け（※今回は募集住戸なし）
F	1人～2人	40㎡未満	障害者世帯向け（※今回は募集住戸なし）
G	2人以上	40㎡～55㎡未満	障害者世帯向け（※今回は募集住戸なし）

※「入居可能人数」は申込み時の人数です。

2 居室内で病死等があった住戸におけるタイプの基準

タイプ	入居可能人数	専 用 面 積	備考
JA	1人～2人	40㎡未満	Aタイプの居室内で病死等があった住戸
JB	2人以上	40㎡～55㎡未満	Bタイプの居室内で病死等があった住戸
JC	3人以上	55㎡以上	Cタイプの居室内で病死等があった住戸 （※今回は募集住戸なし）

※居室内で病死等があった住戸の事故内容については一切お答えできません（具体的な状況、死因等）。

※入居後、居室内で病死等があった住戸であることを理由に他の住戸へは変更できません。

また、使用料は一般募集住戸と変わらず、居室内で病死等があった住戸であることを理由に使用料が減額されることもありません。

3 募集住宅一覧

※「標準的使用料」は入居収入基準内の世帯の令和8年度の内容です。

申込区分 番号	住宅名 所在地 (交通機関)	間取り	専用面積	標準的使用料	エレベーター	構造階	建築年	備考
01	中町一丁目アパート 中町1-4-1 (バス停 油面公園)	1K	27.0㎡	16,100～ 31,600円	有	鉄筋3階	S54	H26 スーパーリフォーム 全室洋室化
02	青葉台一丁目アパート 青葉台1-6-48 (中目黒駅 徒歩6分)	1DK	36.7㎡	23,800～ 46,700円	有	鉄筋4階	H21	
03	上目黒一丁目アパート 上目黒1-26-2 (中目黒駅 徒歩4分)	1DK	38.1㎡	26,000～ 51,000円	有	鉄筋13階	H21	
04	清水町アパート 目黒本町2-20-4 (バス停 清水公園入口)	1DK	35.4㎡	22,400～ 44,000円	有	鉄筋5階	H24	
05	目黒本町四丁目アパート 目黒本町4-15-19 (バス停 月光原小学校前)	1DK	34.5㎡	21,500～ 42,300円	有	鉄筋5階	H16	
06	南一丁目アパート 南1-11-1 (バス停 原町交番前)	3DK	36.4㎡	18,600～ 36,600円	有	鉄筋5階	S45	H23 耐震補強工事
07	上目黒四丁目アパート 上目黒4-40-7 (バス停 三宿病院前)	3DK	51.0㎡	30,100～ 59,100円	有	鉄筋3階	S51	H18～19 スーパーリフォーム
08	清水町アパート 目黒本町2-20-4 (バス停 清水公園入口)	2DK	45.6㎡	28,900～ 56,700円	有	鉄筋5階	H24	
09	上目黒一丁目アパート 上目黒1-26-2 (中目黒駅 徒歩4分)	3DK	64.4㎡	43,900～ 86,300円	有	鉄筋13階	H21	
10	清水町アパート 目黒本町2-20-4 (バス停 清水公園入口)	3DK	61.9㎡	39,200～ 76,900円	有	鉄筋5階	H24	
11	下目黒五丁目アパート 下目黒5-11-10 (バス停 入谷橋)	3DK	61.5㎡	36,300～ 71,300円	有	鉄筋3階	S61	洋室にリフォーム
12	東が丘一丁目第2アパート 東が丘1-31-7 (バス停 野沢龍雲寺)	3DK	63.2㎡	36,700～ 72,000円	有	鉄筋4階	S62	洋室にリフォーム
13	目黒本町四丁目アパート 目黒本町4-15-19 (バス停 月光原小学校前)	3DK	59.2㎡	37,000～ 72,700円	有	鉄筋5階	H16	
14	八雲五丁目アパート 八雲5-8-20 (バス停 東京医療センター前)	3DK	55.9㎡	31,100～ 61,100円	有	鉄筋3階	S56	洋室にリフォーム
15	青葉台一丁目アパート 青葉台1-6-48 (中目黒駅 徒歩6分)	1DK	36.7㎡	23,800～ 46,700円	有	鉄筋4階	H21	
16	上目黒四丁目アパート 上目黒4-38-2 (バス停 三宿病院前)	3DK	51.0㎡	30,100～ 59,000円	有	鉄筋3階	S52	H18～19 スーパーリフォーム

※スーパーリフォーム：洋室化のほか、配線・水回り・収納等の室内設備を改善しています。

4 使用料について

(1) 区営住宅の使用料の決定

ア 使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数等により決まります。

イ 入居者の所得に応じて、以下の3種類があります。

①収入基準内の入居者に対する使用料

②基準を超えた収入超過者に対する使用料

③高額所得基準を超えた高額所得者に対する使用料

ウ 各世帯の使用料は、毎年6月に提出していただく収入報告により所得を認定したうえで決定し、翌年4月から適用されます。

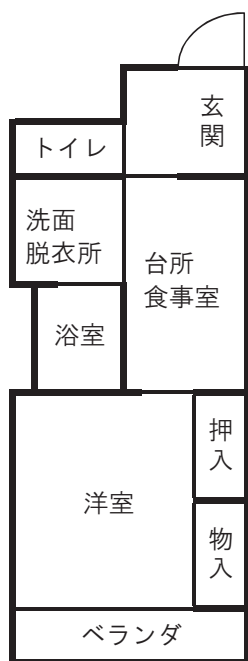
(2) 住宅使用料のお支払い

ア 住宅使用料のお支払いは、原則として口座振替となります。

イ 所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。

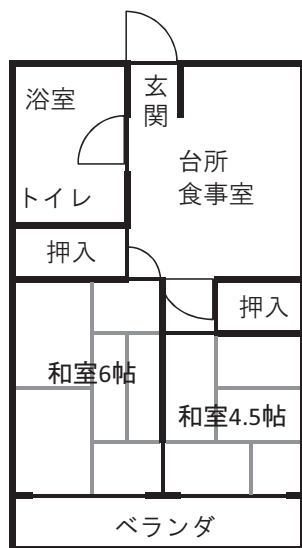
5 区営住宅の標準的な間取り

※ここに掲載されているものは標準的な間取り図で、実際と異なることがあります。
募集住宅一覧の間取り・専用面積をご確認ください。



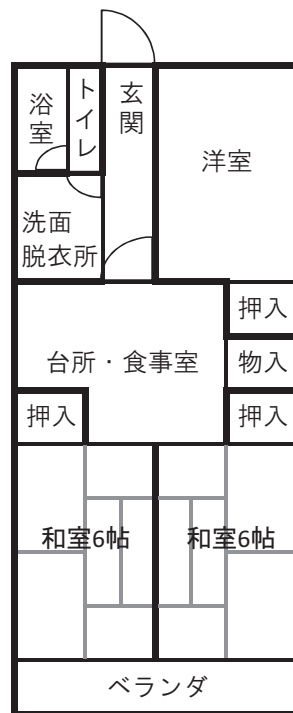
1DK

(1～2人:40㎡未満)



2DK

(2人以上:40㎡～55㎡未満)



3DK

(3人以上:55㎡以上)

7 申込書の書き方

- 太枠線内をご記入ください。
- 裏面も記入してください。
- 重複申込み、記入もれ等は申込みが無効となります。

記入例

○申込書は、折りたたんで所定の封筒に入れ、必ず110円切手を貼り郵送にてお申込みください。

記入しないでください。

令和8年10月 区営住宅使用申込書

令和8年10月 日

目黒区長宛て

私は、目黒区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので申し込みます。

なお、この申込書の記載事項について、区が住民基本台帳等により確認を行うことに同意します。

また、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、使用の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

また、暴力団員であることが判明したときは速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

○太枠線内のみ、必ず記入してください。記載事項は変更はできませんので、ご注意ください。

○入居を希望する申込区分番号を1つだけ記入してください。

※区営住宅入居者募集のご案内のP1【募集住宅】をご参照ください。

1ページを
ご覧ください。

申込区分番号	09
--------	----

④ 修正テープや消せるボールペンは使用しないでください。

屋間連絡のつく自宅
及び携帯電話の番号
を記入してください。

申 込 者	郵便番号	153-0051	固定電話	03(0000)0000	
	携帯電話	090-0000-0000			
	現住所	目黒区 上目黒 2-19-15			
	フリガナ	メグロ	タロウ	様方 荘 (アパート) 101 号室	
	氏名	目黒	太郎	生年月日	大正 昭和平成 56 年 12 月 1 日
	フリガナ			満 (44) 歳	
	外国人の場合通称名				
世帯	入居申込み人数 (申込者を含む)	4 人	入居しないが、申込者又は同居者の 所得税法上の扶養親族数 (遠隔地扶養)	人	
				区内居住年数	15 年

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は、併記してください。

漏れのないように注意し
てください。入居申込み
人数と、この欄に記入さ
れた人数が一致してい
ることを確認してください。

入居申込世帯員 (親族)						
フリガナ	氏名	続柄	年齢	生年月日	職業	勤務先および連絡先
	申 込 者	本人			代表	(株)目黒商事 3715-0000
メグロハナコ	目黒花子	妻	42	59 年 3 月 5 日	無職	090-0000-0000
メグロジロウ	目黒次郎	長男	19	18 年 11 月 10 日	専従者	(株)目黒商事
メグロミツコ	目黒光子	長女	16	22 年 2 月 27 日	高校生	目黒高校1年
特別控除対象者名	目黒花子	種類	精神障害者控除 (3 級)	特別控除金額	△ 270,000 円	
特別控除対象者名	目黒光子	種類	特定扶養控除 (1 級)	特別控除金額	△ 250,000 円	
差引所得金額					2,450,000 円	

14ページを
ご覧ください。

抽せん番号	
-------	--

◎裏面の住宅困窮状況申告書も
忘れずにご記入ください。

[職業欄の例]

会社員・パート・アルバイト・
自営・年金・休職中・無職・求
職中・生活保護など。

給与・年金・事業等、所得の種
類別にひとつずつ計算し、合計
を記入。8~13ページをご覧
ください。

① 外側に折ってください。(切りはなさないこと)

〔単身者の申込み資格〕
7ページをご覧ください。

〔優遇抽せん申込区分〕
16ページをご覧ください。
甲と乙があります。

〔一般の方の場合〕

単身でお申込みの方(P7をご覧ください。)

※該当する資格を1つだけ選んで○をつけてください。

○	60歳以上	20
	身体障害者【1級～4級】	21
	精神障害者【1級～3級】	22
	知的障害者【1度～4度】	23
	生活保護受給者	24
	中国残留邦人支援給付受給者	25
	海外からの引揚者	26
	ハンセン病療養所等入居者	27
	単身DV被害者	28

※単身申込みに優遇抽せんはありません。

家族でお申込みの方(P16をご覧ください。)

※該当する資格を1つだけ選んで○をつけてください。
2つ以上あてはまる方でも、どれか1つを選んでください。2つ以上○をつけた方は申込みが無効になる場合があります。

一般	一般世帯	30
	準多子世帯	31
○	心身障害者世帯及び原爆被爆者	32
	公害病認定患者世帯	33
	難病患者等世帯	34
	DV被害者世帯	35
	犯罪被害者世帯	36
甲優遇	ひとり親世帯	37
	高齢者世帯	38
	心身障害者世帯	39
	多子世帯	40
	生活保護等受給世帯	41
	小さな子どものいる世帯	42

※優遇抽せんに該当しない方は一般世帯に○をつけてください。
※A・JA・JBタイプに優遇抽せんはありません。

【切手を忘れずに貼ってください】

○所定の「封筒」に110円切手を貼ってください。
○下の「はがき」2か所に85円切手を貼ってください。

85円切手(2か所)を必ず貼ってください。切手のないものは返送できません。封筒にも110円切手を忘れずに貼ってください。

② 外側に折ってください(切りはなさないこと。)

郵便はがき

郵便はがき

く必85
だず円
さ貼切
いつ手
。てを

1530051

く必85
だず円
さ貼切
いつ手
。てを

1530051

③ 外側に折ってください(切りはなさないこと。)

住 目黒区 上目黒 2-19-15
所 上目黒アパート 101号室

氏 目 黒 太 郎 様
名

申込区分番号 09

抽せん番号

住 目黒区 上目黒 2-19-15
所 上目黒アパート 101号室

氏 目 黒 太 郎 様
名

申込区分番号 09

抽せん番号

〔抽せん番号お知らせ用〕

〔抽せん結果用〕

8 入居後のご注意

共益費・自治会費について

- (1) 共益費は、エレベーターの保守管理費等として、毎月、区に支払っていただきます。
- (2) 自治会費は、廊下・庭などの共用部分の水道光熱費や自治会（各アパートの居住者で組織する団体）が住宅内排水管の維持管理（清掃含む。）、ごみ処理、草刈り等を行うための費用です。入居者には支払い義務がありますので、入居後、各アパートの自治会に加入し、自治会へお支払いください。

使用承継（名義人の変更）

区営住宅入居後、使用者（名義人）が退去する場合は、同居人も退去し、住宅を返還していただきます。ただし、やむを得ない事情（使用者の死亡や離婚による転出など）があり、条例等の基準を満たしたときは、原則として配偶者（正式に同居している場合に限る。）のみ使用承継ができます。車いす使用者・障害者世帯向け住戸については、所定の要件を満たしていることが必要となります。

同居について

当初の入居者以外の方（出産、婚姻等は除く。）は、原則、同居させることはできません。

ペットの飼育等の禁止について

区営住宅では、犬・猫・鳥などのペット類の飼育および持ち込みはできません。
また、敷地内でのエサやりも禁止です。

使用料等の滞納について

使用料等を滞納した場合は、住宅の明け渡し請求の対象になります。

所得金額が入居基準を超えると

所得金額が一定の基準を超えた方は、「収入超過者」、「高額所得者」に認定されます。「収入超過者」に認定された方は、住宅の明け渡しに努めなければなりません。また、「収入超過者」の使用料は、収入超過期間に応じて、一定の割増率で加算されます。
さらに、「高額所得者」に認定された方は、住宅を明け渡す義務が生じます。区営住宅は低所得者のために設置された住宅なので、住み続けることはできません。

部屋の模様替えなどについて

区営住宅の入居後に、住宅の模様替え及び工作物の設置を行う場合は、あらかじめ許可を受けなければなりません。

駐車場について

区営住宅には、原則として入居者専用の駐車場はありません。ただし、車いす使用者世帯向け住戸、障害者世帯向け住戸が設置されている住宅には、一部駐車場を設置しています。

緊急連絡先登録について

区営住宅では、緊急連絡先の登録をしていただきます。

その他

家族構成や入居状況等に変更が生じた場合、手続きが必要です。

主な注意事項はここに記載した通りですが、詳しくは入居時にお渡しする「住まいのしおり」でお確かめください。また、入居後は、区の条例や規則などに従い集合住宅での生活ルールを守っていただきます。

【問い合わせ先】

目黒区「公営住宅の窓口」指定管理者 株式会社東急コミュニティー
〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 別館6階
電話 03(3715)1871 (平日8:30~17:00 土日祝休)

9 前回の応募倍率

令和7年10月募集（募集期間 令和7年10月1日～10月14日）

募集住宅	募集戸数(戸)	応募数(名)	応募倍率(倍)
AS01 中町一丁目アパート	1	21	21.0
A02 青葉台一丁目アパート	2	137	68.5
A03 清水町アパート	2	52	26.0
A04 碑文谷アパート	3	69	23.0
A05 南一丁目アパート	4	28	7.0
A06 目黒本町四丁目アパート	1	21	21.0
B07 上目黒一丁目アパート	3	83	27.7
B08 上目黒四丁目アパート	2	11	5.5
B09 清水町アパート	2	25	12.5
B10 中町一丁目アパート	1	14	14.0
B11 碑文谷四丁目アパート	3	23	7.7
C12 青葉台二丁目アパート	1	7	7.0
C13 下目黒五丁目パート	1	5	5.0
C14 東が丘一丁目第2アパート	1	2	2.0
C15 八雲五丁目アパート	2	0	0.0
F16 青葉台一丁目アパート	1	8	8.0
JB17 碑文谷アパート	1	3	3.0
JB18 八雲五丁目アパート	1	1	1.0
JC19 東が丘一丁目アパート	1	0	0.0
JD20 碑文谷アパート	1	2	2.0
計	34	512	15.1

※倍率は優遇割増数を除く、募集戸数に対する応募数によるものです。